議案第111号

福岡市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年12月10日

福岡市長 髙 島 宗一郎

理由

この条例案を提出したのは、建築基準法の一部改正に鑑み、木造の共同住宅等の用途に供する建築物のうち、内装に関する制限を受けないものの範囲について、所要の改正を行う等の必要があるによる。

福岡市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

福岡市建築基準法施行条例(平成19年福岡市条例第29号)の一部を次のように改正する。 第10条ただし書中「, 第2号, 第9号及び第11号」を「から第3号まで, 第10号及び第12号」に改める。

第19条中「耐火建築物、準耐火建築物及び法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物 (特定避難時間が45分間未満である特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。)」を「法第2条第9号の2イ又は同条第9号の3イ若しくは口のいずれかに該当する建築物」に改める。

第22条中「第112条第12項」を「第112条第17項」に改める。

第30条第3項中「施行令第129条の2の3第1項第1号口に掲げる基準(主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏の構造が同号口に規定する構造方法を用いるもの又は同号口の規定による認定を受けたものであることに係る部分に限る。)」を「一時間準耐火基準」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。